

船橋市営住宅家賃の減免等に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第16条および船橋市営住宅条例施行規則（平成9年船橋市規則第34号。以下「規則」という。）第17条に規定する家賃の減免及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の取扱について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減免 家賃の支払い能力の全部若しくは一部が一定期間消滅したと認められるものをいい、減免の期間は当該年度とする。
- (2) 徴収猶予 家賃の支払い能力が一定期間停止し、後刻、それが回復するものと認められるものをいい、徴収猶予の期間は3ヶ月以内とする。
- (3) 収入 条例第2条第3号に規定する政令月収をいう。
- (4) 入居者 市営住宅の入居者及び同居者をいう。

(減免等の対象者)

第3条 条例第16条に規定する市長が家賃の減免又は徴収猶予を必要と認める者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 入居者が災害により損害を受け、生活に困窮し、その立ち直りが容易でない場合
- (2) 入居者が失職その他の事情により、収入が減少し、その立ち直りが容易でない場合
- (3) 入居者が疾病又は負傷により、長期にわたる療養を必要とし、その医療費の支出のために生活が困窮し、その立ち直りが容易でない場合
- (4) 前各号に準ずる特別な事情がある場合
- (5) 入居者の年度途中の収入変動に対応するため必要があり、かつ、収入の再認定を行わない場合

(減免等の申請の手続き)

第4条 市長は、規則第17条第1項の規定による申請に、必要に応じ住民票謄本及び所得を証明する書類のほか、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 災害により被った損害を証明する書類
- (2) 離職証明書等、退職の事実を証明する書類
- (3) 疾病又は負傷の事実を証明する書類（医師の診断書及び療養に要する費用を証明する書類）
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(審査)

第5条 規則第17条第2項の規定による審査は、必要に応じ次に掲げる調査等を行うものとする。

- (1) 収入の調査
- (2) 家族状況の調査
- (3) 入居者からの事情聴取
- (4) 他の入居者からの事情聴取
- (5) 福祉事務所からの意見聴取
- (6) 民生委員からの意見聴取

(減免の額)

第6条 市長は、入居者が第3条各号に掲げる理由により、収入が減となったことが事実と認めるときは、当該入居者からの現行家賃から、当該入居者の市営住宅家賃減免申請時の収入に基づき、条例第14条の規定により算定された家賃の額を差し引いた額を減免の額とする。

(減免等の開始時期)

第7条 市長は原則として、家賃の減免又は徴収猶予の決定をした月の翌月から家賃の減免又は徴収猶予を行うものとする。

附則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成11年10月2日から施行する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年5月30日から施行する。